基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年一月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月十六日

東京都中央区日本橋大伝馬町一六番一号

株式会社ボンマックス

代表取締役　外川　雄一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月三十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月十六日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番一〇号

ガゼル株式会社

代表取締役　内田　一嘉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月三十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目九番九号

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

代表取締役　内田　一嘉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月一日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年十一月十六日

横浜市港北区新横浜二丁目一五番一〇号ＹＳ新横浜ビル九階

マグナ・シュタイヤー・ジャパン株式会社

代表取締役

ルパート・ブッフシュタイナー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十九年十二月二日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月十六日

東京都墨田区両国四丁目三一番一六号

ソタシステム株式会社

代表取締役　安田　輝雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十一月十六日

大阪府東大阪市長田東五丁目二番二号

大阪タカギ冷機株式会社

代表取締役　松田　良宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるバ・アイニが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十一月十六日

横浜市中区伊勢佐木町四丁目一一三番地

FOREVER PRESTIGE LTD.

日本における代表者　バ・アイニ

投資運用業及び第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年十二月二十五日をもって投資運用業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十一月十六日

東京都港区三田二丁目一四番四号

株式会社フルフェイス・インベストメント

代表取締役　林　慶樹

代表取締役　坂本　貞夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億四千三百三十万円（但し、第一回優先出資については三億六千八百五十万円、第二回優先出資については五億一千二百万円、第三回優先出資については二億二千九百万円、第四回優先出資については一億一千万円、第五回優先出資については十三億五千万円、第六回優先出資については七千三百八十万円）減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十九日

掲載頁　五十七頁（号外第六十六号）

平成二十九年十一月十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＭＧランド特定目的会社

取締役　須貝　信

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち、第一回優先出資七千三百七十口、第二回優先出資一万二百四十口、第三回優先出資四千五百八十口、第四回優先出資二千二百口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十九年十二月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十一月十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＭＧランド特定目的会社

取締役　須貝　信

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	三	表中改正後欄終りから九	第八条第二項	第八条第二項
		〃	（略）	（略）
		表中改正前欄終りから一〇	第五条第一項、第三項	第五条第一項（第九条の二第一項及び第三項
		〃	（略）	（略）
	五	表中改正後欄終りから一八	第五条第七項	第五条第一項（第九条の二第一項）、第五項
		〃	（略）	（略）
		表中改正前欄中	第五条第五項	第五条第一項（第九条の二第一項）、第五項
		〃	（略）	（略）
		〃五～四	にあっては、一歳六か月	にあっては一歳六か月

四ページ改正後欄中六行目は次のとおりの誤り。

四ページ改正前欄中六行目は次のとおりの誤り。

平成二十九年九月十五日（号外第二百号）公布国土交通省令第五十二号（船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十六日付第二四八号
十月六日付（第一九四回）

六四ページ●同日付政府調達第二一七号六四ページ●
参会追録三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）